

オムブズマン

VOL.103

■発行日/2017.11.4

●編集・発行 / NPO法人市民オンブズ富山

〒930-0074

富山市堀端町1-12富山中央法律事務所内

☎ (076) 423-2466 FAX (076) 423-0699

HPアドレス www.ombuds.gr.jp

例会開催(原則)偶数月第1日曜午後2時～

【年会費 3000 円】振込先/郵便振替 00770-6-9841

1 本年度総会を12月17日(日)開催します。

議員通信簿で大量落選、市民オンブズ尼崎の経験をうかがいます。

2 富山市議会政務活動費住民訴訟の現状

3 **投稿** 「町内会と市民オンブズ」・全国連絡会議和歌山大会分科会にて

12月17日(日)総会開催

末尾「総会のご案内」のとおり本年度NPO法人市民オンブズ富山の総会を、富山県民会館509号会議室で開催いたします(詳細は末尾の総会案内をご覧ください)。

記念講演は「大量落選

させた議員通信簿」の話

今年の記念講演は、全国連絡会議・和歌山大会でも報告された、大量5人の現職議員を落選させた市民オンブズ尼崎の取り組んだ「議員通信簿」のお話。

以前仙台市民オンブズマンが取り組む議員の通信簿のお話をうかがったことがありましたが、毎回傍聴が必要であったり、チェック項目が多数あるなど、われわれ弱小組織が取り組むには大変な内容でした。

しかし、この市民オンブズ尼崎の取組は、議事録などを見てチェックでき、項目もそう多くはありません。しかし、大きな効果を上げたようです。

その具体的な内容や、効果を上げた秘訣などをお話しいただく予定です。記念講演はどなたでもお聞きいただけます。但し、500円程度の会場費・資料代をお願いする予定です。お友達もお誘い合わせの上、多数ご参加いただきますようお願い申し上げます。

＝ 富山市政務活動費 住民訴訟の現状 ＝

1 はじめに

前号で、住民訴訟にいたる経過についてご報告しましたが、今回、その経過を簡単に踏まえながら、富山市政務活動費住民訴訟の現状について、以下のとおりご報告をします。

2 監査請求の経緯

市民オンブズ富山では、富山市民である会員2名を請求人として、本年3月31日付で、5会派(自民、民政クラブ、公明、共産、社民)の2015(平成27)年度上半期の政務活動費支出について住民監査請求をし、本年5月30日付で監査結果が出されました。監査結果では、富山市長に対して、自民党に約101万円の返還を求めるべきとの勧告がされました。

しかしながら、この監査結果では、各会派には政務活動費支出についての裁量があることを前提に、各会派が監査委員に対して使途の必要性についてそれなりの説明をした場合にはそれを理由ある支出として認めるという姿勢が顕著でした。例えば、コピー代について、政務活動でない議員活動や政党活動に使われている可能性も否定できないはずであるのに、会派から、

「政務活動にのみ使用している」旨の回答があったことを根拠に、全額を適正な支出と認める、などです。

しかし、問題ないとされた支出が本当に政務活動のために、市民のために使われているのかは、支出の有無や会派からの一応の説明だけでは判別できないはずです。例えば、自民党の会派事務員の人件費はその全額が政務活動費で支弁されていますが、報道によれば会派事務員は政務活動費の請求書の偽造に関与していたとのこと。そのような違法行為の作業の人件費も、政務活動費で支出されているというのは、どう考えてもおかしいはずです。そもそも、富山市政務活動費条例8条では、政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報…等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する、とされていることからして、この規定に合致する支出にしか政務活動費は支出できないはずです。

このため、政務活動費が真に市民のために支出されていたのかを問うため、本年6月30日付で、住民訴訟を提起しました。

3 住民訴訟の審理の状況

私たちの住民訴訟の方針は、まずは住民監査請求で棄却された支出を全て対象とするものの、各会派から、納得できる説明があった支出についてはその部分の訴えを取り下げていく、というものです。

本年9月11日に第1回期日が開かれ、市の代理人と民政クラブの代理人が出席したものの、この日には実質的な反論はされませんでした。

その後、本年10月25日に第2回期日が開かれ、市、民政クラブのほか、自民党の代理人、公明党の代理人も出席しました。そして、市からは、各会派の政務活動費支出には問題がない旨の一般論が述べられました。

しかし、本来、一個一個の支出について問題があるかないかが問われるべきです。そして、特に富山市の場合は前渡しで政務活動費を会派に支給し、使わなかった分を返すという制度ですから、会派の側で、返さない分は正しい支出に使った分であるということを証明しないといけません。それなのに、一般論をもって、適正な支出だったと主張する市の態度は、はなから議員の側に立つ態度であって、市民の税金を預かり、議員の支出をチェックする立場にある者の態度とはいえません。

なお、注目されている事件であることもあってか、裁判所が、傍聴者向けにかみくだいた説明をし、できる

限り手続を公開する訴訟運営をしようとしていることが印象的でした。また、市民オンブズ富山と関係のない傍聴者の方も複数傍聴に来ておられ、注目の高さを感じました。

次回は、本年12月27日午後1時30分です。それまでに、こちら側から、第一次的に、各支出についての問題点を指摘することになっています。(H)

投 稿

佐伯 巖俊

全国市民オンブズ(マン)

和歌山大会・町内会分科会

1 要旨

今年の全国市民オンブズマン和歌山大会が、9月2～3日にわたって和歌山県民文化会館ホールで開催され、9月3日午前(約2時間)4つの分科会が開かれ、私は、その中の「町内会分科会」に参加しました。それは、私自身が「町内会長2年、自治振興会副会長2年」の経験があったので、この機会に町内会の問題等に関する意見や資料等を得ようと思ったからです。

この分科会は、前年度も開催されていましたが、私は仕事の都合で参加しておらず、今回が初めての参加です。

以下、今年度「町内会分科会」において、参加者が発表した内容を要約して述べます。

2 17年度「町内会分科会」の概要

(1) 「町内会」とは 自治会、町内会、区会等名称は様々で、大阪市内では、「地域振興会」と呼ばれています(富山市とは異なっている)。

また、学術上也確立した定義・呼称はない。

(2) 町内会の性格

ア 地縁性がある

＊ 組織階層

班(組)は、10～20世帯で構成

町内会は、数個から数十の班又は組で構成

(加入世帯数：全国平均230世帯、中央値107)

連合自治会は、数個の町内会で構成

(地域：小学校区「半径4キロメートルの地域」～中学校区「半径6キロメートルの地域」)

＊全国：298、700団体(2013年現在)

イ 開放性(誰でも参加できることが建前)

国民の8割以上が加入 ただし、加入率が著しく低い組織もある。

一般的に「地縁的な住民自治組織」と言われる理由

＊「包括性（一つに合わせしめくくる）」、「唯一性（ただ一つ）」が強調される。

ウ 任意団体

法人格はない。ただし、地域的な活動のための不動産又は不動産に関する権利を保有するため、市町村長の認可を受けた団体は地方自治法第260条の2による「地縁による団体」として認められる。

エ 非強制加入団体で、可入率の低下傾向があり、都市部は低い。

朝日新聞アンケート（調査：2015年）、（母数：1967）

自治会・町内会は必要か？

- ＊ 必要 557（28.3%）
- ＊ どちらかといえば必要 332（16.9%）
- ＊ どちらでもない 107（5.4%）
- ＊ どちらかといえば不要 295（15.0%）
- ＊ 不要 676（34.4%）

（アンケート結果から考えられる要因）

- ＊ 組織規範が確立していない。会規約の整備が不十分で会運営の基本として活用されていない。
- ＊ 町内会行事が多い。
- ＊ 人口及び世帯構成の変動（高齢者の増加・若年者の転出一人世帯の増加）。
- ＊ 町内会執行部に対する不信感（会計の処理問題）。
- ＊ 町内会執行部要員の確保が難しくなっている。
- ＊ 町内会の非民主的な運営（執行部役員のマンネリ化とボスの跋扈）

（3）行政と町内会の関係

相互依存（行政協力）

- ＊ 行政連絡（保険衛生上の通知、ゴミ回収等の通知等）
- ＊ 地域住民からの情報収集及び統括（地域とりまとめ）
例 公共工事、市体育大会の日程など
- ＊ 歴史性（今までの経緯）
- ＊ 行政投資（補助金などの引き出し、反面行政の影響力行使）
- ＊ ステイタス・シンボル（役員等ポジションの魅力）
その他補助金の交付、癒着問題など

3 まとめ

町内会分科会参加者の体験発表及び質疑等の大部分は、町内会長等役員による不正会計問題、会の非民主的な運営並びに地方自治法第202条の4に基づく「地域自治区の設置」及び同法202条の5に基づく「地域

協議会の設置」に係わる問題であった。

特に、市町村長が選任した地域協議会長の地域協議会運営について、同地域自治区に住所を有する者の意見が適切に反映されず、解任を求めても、行政からの処理回答がなく、昨年から引きずっている。また「議会に請願しても取り上げてもらえず、現在も泥沼状態が続いている」との発表があった。

そのほかに、廃棄物処理場建設、催事場（火そば）建設に伴う見舞金・慰謝料などの処理について町内会が受け取った金額を明確にせず、会計帳簿の提出を求めると焼却したなど言う事例、などの発表がありました。

このような町内会の諸問題のほか、一部の町内会では、人口及び世帯構成の変動等により、町内会執行部要員を確保するのが難しくなっている事実もあるようです。

この状況において私たちのやるべきことは、全国市民オンブスマン連絡会議規約に基づき国、地方公共団体等にかかわる不正・不当な行為を監視し、これを是正することを目的とする』を町内会にも当てはめ調査研究を進め、町内会住民の幸せのために活動すべきだと思います。

特に次の事項に、注目していく必要があると思います。
（ただし、町内会が調査することを了解することが必要です。）

- ＊ 町内会活動が関係法令等に反していないか行動を確認する（神社・学校その他公費で処理すべきものを住民に寄付を強要、或いは町内会費で処理するなど）。
- ＊ 関係法令に反しない町内会規約を整備作成しているか確認する。
- ＊ 前項により作成した町内会規約に基づき業務が執行されているかその状況を確認し、その事実を住民に知らせ「不正・不当な行為」があれば改善させる。

以上、町内会活動についてまとめました。皆様の少しでも参考になれば幸甚に思います

（追加）

平成16年5月法57号で地方自治法に追加された「地域自治区」関連条文を参考のために記載します。
（地域自治区の設置）

第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、および地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

（3、4項記載省略）

注：富山市は条例を設けていない。しかし、富山市の組

組織規程で地区センターを設けている。

(地域協議会の設置及び構成員)

第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住
所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

(3、4項記載省略)

5 第202条の2第1項の規定にかかわらず、地域
協議会の構成員には報酬を支給しないことができる。

(地域協議会の会長及び副会長)

第202条の6 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任および解任の
方法は、条例で定める。

(3、4、5項記載省略)

(地域協議会の権限)

第202条の7 ～第3項まで記載省略

(地域協議会の組織及び運営)

第202条の8 この法律に定めるもののほか、地域協
議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運
営に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

第202条の9 この法律に規定するものを除くほか、
地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

(注：現在ない。)

富山市は、自治振興会を設けているが、市の関与はな
く、また振興会の規約も各自治振興会で定めている。

以上

活動日誌

2017年

7月26日 パーソン102号発行

7月30日 例会

8月14日 チューリップ・TV「富山市政活費
不正の深層」放映

8月21日 運営委員会

9月2~3日 全国連絡会議和歌山大会(佐伯、
春山、青島)

9月11日 富山市政活費住民訴訟第1回期日

10月15日 運営委員会

10月25日 富山市政活費住民訴訟第2回期日

* * 総会のご案内 * *

本年度総会を下記のとおり開催します。ご参加下さい。

(議題) 昨年度活動報告、決算・予算、次年度活動計画、役員選任

12月17日(日) 富山県民会館509号室

14時～総会 14時30分～記念講演 講師の都合で、例年より遅い開催となりました

「市議を大量落選させた議員通信簿活動」

丸尾 牧(市民オンブズ尼崎世話人)

* 記念講演会にはどなたでも参加していただけます。但し、一般の方は資料代500円。

* 講演会前の総会は、会員・サポーターのみの参加となります。

* * 会費納入のお願い * *

今年も、総会の季節となりました。2017年分会費未納の方、納入をお願いします。

封筒の宛名の下に 「17 ◎」 とある方は、2017年度分は納入済みです。

「16△ 15△」 等とある方は、その年度分はまだいただいておりません。併せてお願いします。

* 郵便振込取扱票を同封しました。ご利用下さい。振込手数料のご負担が不要となります。